

一般社団法人日本ロボット学会
国際集会共催・協賛・後援の取り扱い準規

2011年11月15日理事会制定

2017年1月20日理事会改定

(共催の承認手続き)

第1条 国際的に開催される会議、講習会などの共催については、国際委員会で審査を行い、理事会にて承認するものとする。

(共催の承認条件)

第2条 共催の承認にあたっては、原則として次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 本学会の設立主旨に合致し、かつ事業運営に関与する価値が高いこと。
- (2) 本学会会員が事業に参加する場合、他の共催団体と同様の優遇が受けられること。
- (3) 本学会の名称とロゴマークを Call-for-Papers などの開催案内印刷物に入れること。
- (4) 事業実施内容報告書（プロシーディングスなど）を提出すること。
- (5) 資金の授受あるいは賞品の提供が伴う場合には予算決算報告書を提出すること。また、本学会理事が連絡・調整役として実行委員会等のメンバーに加わること。

(共催の便宜供与)

第3条 本学会会誌に開催案内広告を無料で1回掲載でき、また会誌の行事案内欄にも無料で掲載できるものとする。

(協賛・後援の承認手続き)

第4条 国際的に開催される他組織主催の会議、講習会などの事業の協賛・後援については、国際委員会で審査を行い、承認の可否を決める。理事会には結果を報告する。

(協賛・後援の承認条件)

第5条 協賛・後援の承認にあたっては、原則として次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 本学会の設立主旨に合致するが、事業運営に直接関与する必要がないこと。
- (2) 本学会会員が事業に参加する場合、他の協賛・後援団体と同様の優遇が受けられること。
- (3) 本学会の名称を開催案内印刷物に入れること。

(協賛・後援の便宜供与)

第6条 本学会会誌の行事案内欄に無料で掲載できるものとする。

(準規の改廃)

第7条 この準規の改廃は、国際理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本準規は2011年11月15日から実施する。
2. 本準規は2017年1月20日から改定実施する。

本文書は、「一般社団法人日本ロボット学会国際集会共催・協賛・後援の取り扱い準規」の正文であることを確認する。

2017年1月20日

署名

印